

令和 7 年度に市町村に権限を移譲した事務

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

No.	権限を移譲する主な事務 (事務の根拠となる法令)	移譲先市町村	事務処理の特 例に関する条 例の別表番号	移譲時期	備考
1	高圧ガスの製造許可、検査等（高圧ガス 保安法）	横浜市、川崎市及び 相模原市	1 の 6	R7. 4. 1	横浜市及び川崎市を移譲先に 追加 移譲事務の追加
2	承認製造者への立入検査等（脱炭素成長 型経済構造への円滑な移行のための低炭 素水素等の供給及び利用の促進に関する 法律）	横浜市、川崎市及び 相模原市	4	R7. 4. 1	新規移譲
3	農地転用の許可等（農地法）	川崎市、相模原市及 び横須賀市	5	R7. 4. 1	移譲事務の追加
4	農用地利用集積等促進計画の認可等 （農地中間管理事業の推進に関する法 律）	横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、 平塚市、鎌倉市、藤 沢市、厚木市、海老 名市、座間市、綾瀬 市、大磯町、大井町 及び松田町	16 の 6	R7. 4. 1	横浜市、川崎市、相模原市、 横須賀市、平塚市、鎌倉市、 藤沢市、厚木市、海老名市、 座間市、綾瀬市、大磯町、大 井町及び松田町を移譲先に追 加
5	第一種指定化学物質等取扱事業者による 化学物質管理計画書の報告の受理等（神 奈川県生活環境の保全等に関する条例）	相模原市	25 の 2	R7. 4. 1	移譲事務の追加
6	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の 許可等（宅地造成及び特定盛土等規制 法）	鎌倉市、藤沢市 及び小田原市	135 の 2	R7. 4. 1	新規移譲
7	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の 許可等に係る書類の受理及び送付（宅地 造成及び特定盛土等規制法）	茅ヶ崎市、逗子市、 三浦市、座間市、南 足柄市、葉山町、大 磯町、二宮町、中井 町、大井町、松田 町、山北町、開成 町、箱根町、真鶴町 及び湯河原町	135 の 3	R7. 4. 1	新規移譲